

參考資料

1. 用語集

【あ行】

アクセス性

車、バス、鉄道、徒歩などの交通手段によって連絡していること。

EVバス

低速型電気自動車バス。電気を動力として走るバスで、バッテリーに蓄えられた電気を使い、モーターで車輪を回転させることで走行する。振動が少なく、排気ガスを出さないため環境にもやさしい。

NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のことをNPO法人という。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

【か行】

既存ストック

既に整備されている整備された道路、上下水道などの都市基盤施設や公共施設、建築物など。

急傾斜地崩壊危険箇所

崩壊する恐れのある急傾斜地で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じる恐れのある箇所。

狭あい道路

幅員が4mに満たない狭い道路。

近隣商業地域

用途地域のうち、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。

COOL CHOICE（クールチョイス）

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」をする国民運動で、みんなが一丸となって温暖化防止のための選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、広く呼びかけていく活動。

クラインガルテン

簡易宿泊施設等が整備された、農耕地をいくつかの区画に分けて貸し付ける貸農園や貸菜園のこと。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度。

建ぺい率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を指す。敷地内における空地の量を確保し、建築物の過密化を防ぐことによる市街地環境の保全と、防火上の安全性の向上などを図るための規制となる。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市が主体的に計画し運行するバス交通。

【さ行】

災害ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

サイン整備

町民や来訪者にまちをわかりやすく案内するとともに、地域が有する歴史・文化に対する理解を深めるために、方向案内表示や施設案内表示を整備すること。

CSR活動

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

シームレス化

「シームレス」とは、「継ぎ目のない」という意味を有しており、交通分野においては、乗継ぎ等の交通機関間の継ぎ目や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての継ぎ目をハード・ソフト両面にわたって解消・改善することにより、出発地から目的地までの移動を円滑かつ利便性の高いものとする。

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に定められた法律であり、国立・国定公園区域の指定をはじめ、特別地域の指定や公園事業の決定などが位置づけられている。

準工業地域

用途地域のうち、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場以外は、ほとんどの用途が建てられる。

商業地域

用途地域のうち、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。

人口ビジョン

本町における人口の現状を分析するとともに、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するための計画。平成 52 年時点の本町の目標人口を設定している。

森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的に定められた法律であり、森林保護や保安林の指定などが位置づけられている。

スプロール化

郊外部において、十分な基盤整備がされないまま無秩序な開発が進み、市街地が拡大すること。

セットバック

敷地の前面道路が建築基準法に基づいた道路（幅員 4m 以上）に満たない場合、4m 幅員を確保するため、道路境界から一定距離を後退して敷地の一部を道路部分として負担すること。道路の中心線が確定している場合は、中心線から 2m、道路の反対側が崖または川などの場合は 4m 後退した線が道路境界とみなされ、その線まで後退した上で建築を行う必要がある。

線引き都市計画区域

既に市街地を形成している区域や、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する「市街化区域」と、豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分（線引き）されていない都市計画区域。

【た行】

第一種住居地域

用途地域のうち、住居の環境を守るための地域。3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。

第 1 次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。

第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、住民の合意に基づいて、地区の目標や方針、道路・公園などの位置や建築物の用途や規模、形態などの制限をきめ細かく定める。

低炭素型まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化の促進に配慮したまちづくり。

都市基盤

道路や公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市経営コスト

道路橋梁、公園、上下水道などのインフラの整備や維持管理等にかかる行政コスト。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

県が定める都市計画区域ごとの都市計画の基本方針であり、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示す。

都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査・審議するために設置された附属機関の総称で、都道府県都市計画審議会と市町村都市計画審議会の 2 種類がある。

都市施設

都市の骨組みになる施設のことで、道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの公共空地、水道・電気供給施設・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。

土砂災害危険箇所

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所（地すべりの発生する恐れがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲）の 3 つの危険箇所の総称。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

【な行】

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県知事が定めるもので、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。

農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律で、都道府県知事による農業振興地域の指定や市町村による農業振興地域整備計画の策定などが位置づけられている。

農地転用

農地を農地以外のものとする事、農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行うこと。

【は行】

パークアンドライド

最寄り駅まで自動車アクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、目的地まで移動する方法。

バリアフリー化

道路や建物内の段差など、物理的な障壁を取り除き、生活しやすくすること。

防火・準防火地域

市街地での火災の危険を防ぐため、容積率の高い地域や住宅・工場の混在する地域などに指定される地域。一定規模以上の建築物は耐火建築物とすることが義務付けられ、延焼防止など地域の防災性向上が図られる。防火地域は主として商業地域等の高密度な土地利用が行われる市街地、準防火地域は主として木造建築物の密集した市街地に指定される。

【ま行】

松田町第 5 次総合計画

松田町の中長期的な視野に立ったまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためのまちづくりの基本方針となる計画。

松田町耐震改修促進計画

建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて策定する計画。

松田町地域防災計画

本町に係る地震や風水害等の災害対策について、町及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めたもの。この計画を基に災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、地域と町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

【や行】

U・J・Iターン

Uターン：出身地から転出し再度出身地に住む。

Jターン：出身地から転出し、出身地の近隣都市や街に住む。

Iターン：出身地に関係ない地域に住む。

ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を指す。建築物の密度規制を行うことにより、道路などの公共施設の整備状況に見合った密度に抑えるための規制となる。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に 12 種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。

松田町都市計画マスタープラン

平成29（2017）年3月発行

発行 神奈川県 松田町
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地
TEL：0465-83-1221（代表）
編集 松田町 まちづくり課 都市計画係